

国民年金保険料学生納付特例申請について

国民年金に加入中で、国民年金保険料の納付が困難な学生は、**学生納付特例申請**をしてください。申請が承認されますと、国民年金保険料の納付が猶予されます。特例期間は4月から翌年3月までの1年間ですので、**毎年申請が必要**です。

<申請に必要なもの>

- ・ 学生証の写しまたは在学証明書
- ・ 認めの印鑑
- ・ 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳などがある方のみ）

<申請するところ>

- ・ 役場 住民生活課、または溝口分庁舎 分庁統括課

なお特例期間分の国民年金保険料は、10年以内であれば後から納めることができます。詳しくは、米子社会保険事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 住民生活課 生活環境室 ☎68 - 3115
米子社会保険事務所 ☎34 - 6111

元気アップ教室開催のお知らせ

～トレーニングコース～

様々なトレーニング器具を使い、運動を行います。自分のペースで筋力トレーニングをすることができます。男性にもお勧めです。

開催期間：平成19年5月～7月の毎週火曜日（祝祭日を除く）

場 所：B & G 海洋センター・トレーニングルーム

時 間：毎回 午前10時～11時30分

対 象：・ 町民の方で3ヶ月間参加できる方
・ 高血圧、心疾患のない方 医師の許可が必要な場合があります

定 員：10名

利 用 料：2,400円 初回教室時に徴収します。

持 ち 物：運動のできる服装、運動靴

申込期限：4月9日（月）

参加者の決定方法について

： 広く町民の方に利用していただく為、申込多数の場合には、参加回数（過去3年の期間）が少ない方から順に決定することとします。また、今までの参加回数が同回の場合には、抽選により決定とします。

【申込・問い合わせ先】 総合福祉課健康増進室 ☎68 - 5536

野外焼却の禁止について

ごみの野外焼却（いわゆる『野焼き』）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、禁止されています。これに違反すると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科されます。

火災の危険性があるだけでなく、自然環境にも悪影響を及ぼしますので、野外焼却は行わないで下さい。

ただし、次の理由による野外焼却については法律で認められています。

- ・ 社会習慣上やむを得ない焼却（とんど焼き等）
- ・ 営農上やむを得ない焼却（刈り草の焼却等）で生活環境に与える影響が軽微なもの
- ＊ただし、造林のための地ごしらえ、開墾準備

害虫駆除、焼畑を行う場合、役場の森林等火入許可をとる必要があります。

上記の理由により野外焼却を行う場合は、天候及び場所等を十分考慮し安全であることを確認してから行ってください。

【問い合わせ先】

住民生活課 生活環境室
68 3115

「伯耆町国民保護計画」を策定しました。

伯耆町では、このたび国民保護計画を策定しました。

この計画は、伯耆町で万一大規模なテロ（緊急対処事態）や有事（武力攻撃事態）が発生した場合に、町内にいるすべての人を保護し、生活に及ぼす影響を最小のものとするため、皆さんの避難や救援に関することなどについて定めたものです。この計画書は、自治振興課又は町のホームページで閲覧することができます。

【問い合わせ先】

自治振興課
町づくり推進室
68 3113

社会保険事務所からのお知らせ

毎年3月下旬から4月にかけて、社会保険事務所は大変混み合います。

比較的時間の少ない午前8時30分から午前10時まで、または次の時間外相談日をご利用ください。

時間外相談
毎週月曜日・・・午後7時まで延長
毎月第2土曜日・午前8時30分から午後4時まで開庁

（平日の通常業務は、午前8時30分から午後5時15分までです。）

【問い合わせ先】

米子社会保険事務所
34 6111

平成十九年度高齢者はりきゅうマッサージ 施術費助成事業について

伯耆町では、高齢者の福祉の向上を図るため、はり・きゅう・マッサージの施術に要する費用の一部を助成します。

【種別】

はり・きゅう・マッサージ

【助成金の額】
1回につき1000円以内

【助成回数（期間）】
年12回以内（月1回）
（平成19年4月1日～平成20年3月31日まで）

対象者は、所得税が非課税で、かつ満七十五歳以上又は老人医療受給者の方です。

助成券の利用施設は鳥取県保健鍼灸マッサージ師会加入施設に限ります。

【問い合わせ先】

総合福祉課 福祉支援室
68 5534

鳥取県消防学校から 県民防災教育のお知らせ

いざという時のために、防災行動力を身につけよう！

【対象】

子供さんから大人まで、事業所等どなたでも参加できます

【主な内容】

消防車・救急車の乗車体験、家庭内事故の対処法、応急手当講習、煙の中から避難、ビルから避難、地震の時の出火防止
消火器の使い方、屋内消火栓による放水、消火栓から放水
この中から希望する教育を選んでください

【訓練会場】

鳥取県消防学校
（米子市湊通町1350）

【実施期間】

平日随時受付、応急手当講習は毎月第3水曜日開催します

【申し込み方法】

電話でもメールでもOK！
（0859）27 0353
FAX（0859）27 5972
syobogakko@pref.tottori.jp

【その他】
受講料はいただきません！

